

令和8年度

農福連携 技術支援者 育成研修

10.26(月) ▶ 10.28(水)

3日間開催

農福連携は農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、
農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、
社会参画を実現する取り組みです。



導入事例 特定非営利活動法人 大地 いちこの広場

治具を使用する利用者

受講料
無料

受講対象

- 農福連携に関わっている方
- これから関わろうとする方

- ・農業者
- ・自治体職員
- ・JA職員
- ・民間企業
- ・障がい福祉サービス事業所職員
- ・その他農福連携に関心のある方

受講条件

- 修了試験を含むすべての研修過程を受講できる方
- 「鳥取県農福連携技術支援者リスト」に登録のうえ公表可能な方
- 公表後は県内関係者の求めに応じてアドバイス活動を実施できる方

定員

20名
(要事前申込)

※定員を超える応募があった場合、受講生の調整を行います。

お申し込み方法 9月16日(水)締切

鳥取県公式サイト「とりネット」に掲載されている内容をご確認の上、**同サイトより受講申込書をダウンロードのうえ、右記のメールアドレスまでお送りください。**

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311951.htm>

※受講の可否については、9月25日(金)までにE-mailでご連絡します。



〈詳細はこちら〉

お問い合わせ・提出先

鳥取県農林水産部 農業振興局 経営支援課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
TEL 0857-26-7901 担当: 田村

✉ keieishien@pref.tottori.lg.jp

農福連携とは

障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを出し、社会参画を推進する取り組みのことであり、農業の視点からは、多様な農業人材の育成・確保が期待でき、福祉の視点からは、働く場の確保や工賃向上、社会参画の実現などが期待される重要な取り組みです。

※県では農業と福祉、双方の課題解決につながる取り組みとして、農福連携を推進しています。

農福連携技術支援者とは

農業者・就労系障がい福祉サービス事業所の職業指導員・障がい者本人の三者に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。修了試験を含む全ての研修課程を受講し、農林水産省から必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、農林水産省認定の「農福連携技術支援者」として、現場における支援を行うことができます。



第1講座 座学研修

※ウェブ配信動画の視聴及び演習によるeラーニング。
期間中に各自が視聴可能な時間に受講。

〈配信期間〉

10月1日(木)～10月19日(月)

①農福連携概論

②社会福祉と障害者福祉

③障がい者雇用と障がい福祉サービスの
仕組み、関係機関の役割

④障がい福祉サービス事業の運営の実務

⑤障がい特性と職業的課題の基礎

⑥農業と農村社会

⑦農作業の一般的な特徴

⑧農業経営の仕組み

⑨農作業の流れ

⑩農業者による農福連携の経営実務

⑪農作業における作業細分化・難易度評価・
作業割当ての技法〔事前学習〕

※第1講座受講後に確認テストを実施



第2講座

実地研修+グループワーク【3日間】

10月26日(月)～10月28日(水)

日 時		内 容		場 所	講 師
10月26日(月)	9:30 ～10:00	開講式、オリエンテーション		鳥取県立 農業大学校 (倉吉市関金町 大鳥居1238)	神戸学院大学 現代社会学部 准教授 菊川 裕幸 氏
	10:00 ～12:40	グループワーク① 障がい特性に対応した農作業支援技法			
	13:40 ～17:15	実習① 農作業における作業細分化・難易度評価・ 作業割当の技法(播種作業)	振り 返り ①		
10月27日(火)	9:00 ～11:30	実習② 農作業における作業細分化・難易度評価・ 作業割当の技法(野菜の収穫・調製作業)	振り 返り ②		
	11:40 ～12:20	グループワーク② 福祉事業所の作業分析			
	13:10 ～15:40	座学③ 農福連携技術支援者の役割と実践事例 (国配布動画の視聴)			
	15:50 ～17:10	グループワーク③ 農作業分析と福祉事業所の作業分析 からマッチングを考える	意見 交換		
10月28日(水)	10:00 ～11:30	現地見学	※9:30鳥取県西部総合事務所に 集合後、バスで往復します。		
	13:00 ～14:30	修了試験		鳥取県立 西部総合事務所 (米子市鞆町1-160)	
	14:40 ～15:30	意見交換			
	15:40 ～16:00	閉講式			

注意事項

(1)農福連携技術支援者(農林水産省認定)は、国家資格ではありません。(2)修了試験実施後、認定の通知までは1～2ヶ月程度かかりますが、その期間に「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」の肩書を用いることはできません。